

銀行券、シーニョレッジの本質と その会計的把握

小栗誠治

Seiji Oguri

滋賀大学 / 名誉教授

I はじめに

近年主要国の中央銀行は、グローバルな経済・金融危機を背景に、伝統的な金融政策に加え、ゼロ金利政策や量的緩和政策等様々な非伝統的金融政策を実施してきた。金融がこのようにダイナミックな変容を遂げつつある状況の時こそ、事態を冷静に分析し本質を見据えた考察が必要である。

本稿は、こうした認識のもと、改めて中央銀行の本質に遡り銀行券とシーニョレッジ (seigniorage) の本質を探るとともに、これを踏まえて中央銀行の発行する銀行券と政府の発行する貨幣 (硬貨) の統一的な会計把握を提示する。銀行券や貨幣 (硬貨) の本質を誤りなく把握し、これらの会計処理を適確に行うことは、中央銀行の財務の健全性を確保することはもとより、銀行券の信認、ひいては中央銀行のクレディビリティ (credibility) を維持するうえで不可欠であり、中央銀行の使命達成の基盤を形成するものである。

本稿の構成は以下のとおりである。IIでは、現代の銀行券 (不換銀行券) の債務性を巡る諸見解を検討し、銀行券は中央銀行にとってなぜ債務であるのかを明らかにする。IIIでは、シーニョレッジの本質とその会計的把握について考察し、中央銀行の現行のシーニョレッジの会計方法を評価する。IVでは、銀行券及び貨幣 (硬貨) の具体的な会計方法を整理、検討する。Vでは通貨の債務性を踏まえた銀行券と貨幣 (硬貨) の統一的な会計把握の方法を概念的に提示する¹⁾。

¹⁾ 日本法 (「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」) では、1万円札などの日本銀行券を「銀行券」、100円玉などの政府発行の硬貨を「貨幣」、以上の両者を含めて「通貨」という。本稿の用語も基本的にこれに従っている。もっとも、一般的概念として「貨幣」の語を用いる場合もある。

II 銀行券の債務性

わが国で唯一の発券銀行である日本銀行は、2015年3月末時点で89兆6,732億円の銀行券を発行している。発行した銀行券は日本銀行の債務として認識され、貸借対照表上の負債に計上されている。銀行券はなぜこのように負債に計上されるのか、すなわち銀行券は中央銀行にとって債務か否かという問題は、通常ほとんど意識することがないかあるいは見落としがちであるが、そこには中央銀行の本質に迫る問題が潜んでいる。

本章では、銀行券の債務性を巡る諸見解を検討することを通じて、銀行券は中央銀行にとってなぜ債務であるのかを明らかにしたい²⁾。

1. 銀行券の無形資産見合い論

— 日本銀行の見解

まず、銀行券の発行主体である日本銀行の見解から検討しよう。銀行券が日本銀行の貸借対照表の負債の部に計上されていることについて日本銀行はどのように考えているのであろうか。日本銀行の説明は次のとおりである。

「歴史的にみると、日本銀行が設立された当初、日本銀行の発行する銀行券は、金や銀との交換が保証されていました。こうした制度の下で、日本銀行は、銀行券の保有者からの金や銀への交換依頼にいつでも対応できるよう、銀行券発行高に相当する金や銀を準備として保有しておくことが義務付けられていました。このような銀行券は、いわば日本銀行が振り出す『債務証書』のようなものと言えます。このため、日本銀行は、金や銀をバランスシートの資産に計上し、発行した銀行券を

負債として計上しました。その後、金や銀の保有義務は撤廃されましたが、一方で、銀行券の価値の安定については、『日本銀行の保有資産から直接導かれるのではなく、むしろ日本銀行の金融政策の適切な遂行によって確保されるべき』という考え方がとられるようになってきました。こうした意味で、銀行券は、日本銀行が信認を確保しなければならない『債務証書』のようなものであるという性格に変わりはなく、現在も負債として計上しています。なお、海外の主な中央銀行においても、こうしたバランスシート上の取り扱いが一般的となっています³⁾。

わが国では、明治30年(1897年)に公布された「貨幣法」において「純金の量目2分(750mg)をもって価格の単位となしこれを円と称す」と定められ、円という貨幣名は金と結びつき、銀行券は1円＝金750mgで兌換される兌換銀行券であった。しかし、昭和17年(1942年)に銀行券は金との兌換が停止され、さらに昭和63年(1988年)に公布された「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」により「通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とする」と定められたことにより、円という貨幣名も金の重量とは関係ない名称になり、円は金から完全に切断された。

このように銀行券はかつては金との兌換に応じるといった義務があり、その意味から銀行券の債務性は明らかであった。しかし、現在は銀行券に金との兌換の義務はなく、代って日本銀行は適切な金融政策を遂行することによって銀行券の価値の安定を図り、銀行券のもつ購買力を維持する「責務」を負っている。この場合銀行券の債務に対応するものは「適切な金融政策の遂行」という無形

2) 本章の考察は小栗誠治(2010) pp.3-13.を発展させたものである。

3) 日本銀行「日本銀行の目的・業務と組織」日本銀行ホームページ。

資産である。これが日本銀行の見解である。銀行券債務に対応する資産は、金本位制時代の「金」という「実物資産」から、管理通貨制時代の「適切な金融政策の遂行」という「無形資産」に移った。しかし、銀行券が債務であるという性格は以前と変わることなく保持されている。「インフレ目標2%の達成は中央銀行の責務である」と主張する中央銀行「ミッション論」はまさにこうした「無形資産論」の考え方に基づくものである。

なお、日本銀行は、かつては、以下に示すとおり、銀行券の債務性を説明するのに上述の「無形資産見合い論」よりもむしろオーソドックスな「信用通貨論」に沿って説明していた。この場合には、日本銀行の見解は次に述べる「2、銀行券の信用通貨論」の範疇に入れた方がより適切といえる。しかし、これら2つの見解は別々に存在するのではなく、実際には、両者が一体となって現実のセントラル・バンキングの中に溶け込んできたと考えることができる。

後者の「信用通貨論」に基づく日本銀行の説明の典型は、銀行券を政府紙幣と比較考察することにより銀行券の債務性を主張するものである。すなわち、政府紙幣の発行は行政行為に基づくものであるのに対し、銀行券の発行は本質的にビジネスとしての行為であり、貸出や証券の購入と引き換えに中央銀行は自己の債務証券たる銀行券を発行しているとする見解である。この指摘は銀行券の本質を突いている。

「そもそも中央銀行の発行する銀行券は中央銀行の債務証券であり、信用通貨に外ならない。・・・銀行券の発行は信用に基づくものであり、政府紙幣の発行は強権即ち行政権に基づいている。即ち

中央銀行のバランスシートにおいて、負債勘定の銀行券発行高に対し、同額の資産が資産勘定に確保されているという仕組みを通じて銀行券の発行が信用に基づくものであるという実体が示されている。之に反し政府紙幣は国家の債務証券であるという点において国債に似ているが、但し国債と異なり、支払われる約束のない（支払期限なし）、しかも無利息の債務である。従って政府紙幣の発行は強権によらざるを得ず、その行為は行政権に基づく行為、即ち行政行為であり、私法上の原則を無視して行われる。・・・銀行券の発行が行政行為ではなく、本質的にビジネスであることは明らかであろう」⁴⁾。

これは、銀行券と政府紙幣の本質的な違いに基づき銀行券の債務性を説明したものである。中央銀行が政府と異なるのは、政府の場合は通常「市場の外」から政策を実施するのに対して、中央銀行は「市場の中」にあって市場のメカニズムに即して政策を行うところにある。中央銀行は「市場の中の銀行」であることが大きな特徴であり、銀行券が政府紙幣と本質的に異なるのはこの点に由来する⁵⁾。

2. 銀行券の信用通貨論

一 銀行券の債務性を説く見解

次に、セントラル・バンキングの本質に遡り、銀行券は中央銀行の債務であると説く見解を検討しよう。民間銀行の預金の場合、預金は発行銀行にとって債務であり、預金者にとって債権である。預金については、現実的に銀行券によって引出され、弁済されるので、預金の債務性は明らかである。しかし、中央銀行の発行する不換銀行券の場

4) 日本銀行(調査局)(1995) pp.547-549.

5) 白川方明氏(前日銀総裁)は、経済学の中の中央銀行像と実際の中央銀行像にはいくつかの感覚のズレがあると指摘し、その1つとして経済学においては「中央銀行の仕事は、行政的な指示や命令ではなく、あくまでも具体的な取引を通

じて実行されているという点に関する認識が不十分で、銀行業務の視点が全体的に乏しいことです」(齊藤誠・白川方明(2014)p.67.)と述べている。

合は、現実的に弁済されることがないにもかかわらず、債務と認識されている。これは何故であろうか。西川元彦氏は銀行券を中央銀行の債務とみる立場から、銀行券の弁済性について、次のように論じている。

「預金通貨が銀行券により現実(引出)されるのに対し、弁済されることのない不換銀行券がなぜ負債であり、流通しうるのかということについて一言しよう。・・・仮に不換銀行券を実際に弁済すると空想してみよう。その場合は、再割引した手形(保証物件)の弁済を求めざるをえず、商業銀行から問屋やメーカーに弁済請求が順次及んでいく。最終的な姿は、・・・最初の買い手から商品を取り戻し、それで銀行券所持者に弁済することになる。実際には、そんな不便な回り道をせず、銀行券所持者は市場で商品を買うことによって、銀行券という債権の弁済を受けたのと同じ結果を得る。市場でその商品を売った人の手に渡った代金は、最終的には当初の借入(手形割引)の返済に充てられ、中央銀行の勘定の上でも、実際に、割引債権と銀行券という債務の双方が消滅する。空想上の弁済と同じことが間接的には市場取引で実現するわけである。これが『信用通貨による交換経済』の機構であり、銀行券発行の全経済的な『仕組み』なのである。金による弁済を行わなくなった不換紙幣にも一種の弁済性があるといっ

てよいだろう」⁶⁾。

西川氏は、「空想」と断った上で、銀行券の弁済は中央銀行が取得した保証物件たる見返り資産の弁済を通じて行われると説明する。すなわち、銀行券所持者が中央銀行に銀行券の債務の弁

済を要求した時、中央銀行は民間銀行に対し見返り資産として保有している割引手形の弁済を求めたでしょう。中央銀行から手形の弁済を求められた民間銀行は、さらにその手形を持ち込んだ企業に弁済を請求する。こうした弁済請求が順次関係者へ遡及されていき、最終的には一連の流れの始発企業から中央銀行は商品を取り戻すことになる。最後に、中央銀行はその商品を中央銀行へ弁済を請求してきた銀行券所持者に渡し、これによって銀行券の弁済が完了する。

しかし、こうした「空想」とは別に、「実際」には銀行券の所持者は中央銀行に弁済を求めることなどしなくても所持する銀行券で市場から商品を買うことができ、「空想上」の弁済を受けたのと同じ結果を得る。このように「空想上」の弁済と同じことが「実際」の市場取引では日々行われており、以上のような信用通貨たる銀行券による交換経済の機構を捉えて、西川氏は、「一種の」と断りつつも、金による弁済がなくなった不換銀行券にも「弁済性がある」と主張している⁷⁾。

筆者も不換銀行券は単なる紙片と捉えるべきではないと考えている。不換銀行券は債権・債務関係という信用関係の中で発行される中央銀行の債務である。中央銀行は、銀行券を発行する場合、保証物件・見返り資産を取得する形で中央銀行の外との間で債権・債務関係を形成している。中央銀行が市場の中でセントラル・バンキングを行う意味合いもそこにある。このため、銀行券債務に対しては、金や銀などとの兌換が行われなくても、割引手形、貸付、国債等の保証物件・見返り資産が資産として対応しており、もし銀行券所持者が銀行券の弁済を求めてきたとしても上述したような形で弁済が行われることになる⁸⁾。

6) 西川元彦(1984) pp.47-48.

7) 西川元彦氏の見解については泉正樹(2011) pp.130-134. が詳しい検討を行っている。

8) Mehrling, Perry(2000)、Sproul, Michael(2010)も参照。

よく「中央銀行は輪転機を回して無制限にお札を刷ることができる」と表現されることがあるが、中央銀行を無から有を生み出せる「打ち出の小槌」のような存在だと過大評価してはならない。中央銀行が銀行券を発行する場合、民間銀行から割引手形、貸付、国債等の債権を受け取り、代わりに銀行券を供給するという等価交換を行っているものであり、銀行券だけを一方的に移転しているのではない。中央銀行はその資産と負債を両建てで増やしているのである。銀行券は、人々にとっては資産であるが、中央銀行にとっては借用証書たる債務である。このため、中央銀行は資産の健全性を保つことなく銀行券をむやみに発行することは許されない。

中央銀行の資産の中心はかつてのように金準備ではなく割引手形、貸付、国債等の債権である。割引手形や貸付の場合、これらの債権の背後には商品が存在しており確実に支払いが行われるため、銀行券は実物的な基礎に支えられているといえることができる。しかし留意すべきは、実物的な基礎は商品そのものではなく、その商品に内在する価値であり、その価値はまだ実現されていないという点である。信用通貨である銀行券はこうした実現されていない価値をいわば「観念的な貨幣」の形で資産サイドに保有していると考えることができる。このように捉えるならば、銀行券が負う債務は、中央銀行が資産として保有するまだ実現されていない債権の価値、すなわち「観念的な貨幣」の支払約束であるといえることができる⁹⁾。なお、中央銀行の資産が国債の場合は、その背後に商品の生産という経済的背景が直接に存在するとは必ずしもいえず、割引手形や貸付の場合と性格を異にしている。しかし、銀行券が後述II-4のように国家

の徴税権により担保され、租税納付は民間経済の商品生産を基礎に持つと考えることが可能であれば、国債の場合も、結局は商品が背後にあるといえることができる。

銀行券は債務であるとの認識を中央銀行が確り持つことは、中央銀行が国民から篤い信認を受けていくうえで肝要である。西川氏の見解は、貨幣・信用経済への深い洞察のもとに銀行券の債務性を全経済的な「仕組み」の中から捉えたものとして、銀行券の債務性を説明する理論として説得性を有している。

また、吉田暁氏も中央銀行の発行する銀行券は債務であると主張しているが、中央銀行と民間銀行の性格の同質性を強調する点に特徴がある。

「中央銀行も貸した金は返済されなければならないという原則に立って、自らの債務(銀行券、預金)で貸し出しを行う。この点は歴史上の民間発券銀行とも、今日の預金を創出する民間銀行とも異なるところはない。・・・中央銀行の場合でも、取引先銀行は銀行券を持ち込むことにより借入を返済するか預金を増やすのであって、これが銀行券弁済の具体的な姿である。銀行券は与信をもとに発行されるが、その銀行券が還流するときには中央銀行の与信(資産)は消滅する」¹⁰⁾。

銀行券に債務性がある限り、銀行券の見返り資産はできるだけ優良なものに限定しておくことが中央銀行の財務の健全性の上から極めて重要である。1998年4月から施行された現行日本銀行法において、旧法では存在していた銀行券の「発行保証制度」が廃止された。その理由は、銀行券の価値は金融政策を適切に遂行することによって維持

9) 小幡道昭(2013)は「不換銀行券もその基本は信用貨幣」(p.100)であると説く。「価値を有するものという商品概念を追求してゆくと、そこには、商品体そのものに内在的価値を吸収して価値物に転じる金属貨幣とともに、債権の対象として内在的価値を自立化させ、価値物を生成させる信用貨幣の萌芽が潜んでいることがわかる」(p.94)と述べ、商品に内属す

る価値が債務証書の形をとる可能性を指摘する。

10) 吉田暁(2002)pp.126-127.

されるものであり、保有する財産から直接導かれるものではないというものであった。しかし、金融制度調査会の答申でも指摘されているように、「発行保証制度の廃止後においても、中央銀行の財務の健全性の重要性が減ずるわけではなく、銀行券の価値に対する信認を確保するためにも、中央銀行の全体としての財務の健全性に対する十分な配慮が必要である」¹¹⁾。とりわけ、近年では日本銀行が株式等のリスク資産の購入や大胆な非伝統的金融政策を実施するに伴い、日本銀行の財務の健全性に懸念が生じるような状況が実際に出現しつつあり、かつて存在した「発行保証制度」の持つ意義は再び高まっている。「発行保証制度」は日本銀行による大胆な金融政策の実施の是非を評価する1つの重要な基準を提供するものであり、日本銀行の行動上のディシプリンを形成するものといえる。

3. 銀行券の特殊債務論

— 通常の意味での債務性に疑問を持つ見解

館龍一郎・浜田宏一氏は、基本的には銀行券の債務性を認める立場をとっているが、銀行券の債務を銀行券で弁済するという点を捉えて、これは通常の意味での債務というにはやや疑問が残るとしている。また両氏は、銀行券の流通性の根拠について、銀行券の債務性を認めない立場の論者が重視する法貨であるという国家権力の保証よりも、銀行券は任意の財と交換に必ず受容されるという人々の一般的受容性の観点の方がより現実的だと主張している¹²⁾。

現在でもイングランド銀行が発行するポンド紙幣の券面には、例えば20ポンド紙幣であれば「I promise to pay the bearer on demand the sum

of twenty pounds」との文言が記載されている。しかし、かつての金兌換時代と異なり、20ポンド紙幣を同行に持ち込み引換えを請求したとしても、同額のポンド紙幣が渡されるだけである。

また、岩井克人氏は、銀行券は形式的には中央銀行の負債であるが、それは返済する必要のない負債であり、実質的には負債として機能しないものであると主張している¹³⁾。しかし、銀行券は、岩井氏が述べるように、返済する必要のない中央銀行の負債ではない。発行された銀行券の一定残高が常に経済界に存在しているために、それは返済する必要のない中央銀行の負債であるように見えるけれども、その実体は絶え間なく発生している銀行券の発行と消滅の結果なのであって、決して返済がなされていないのではない。銀行券の発行は贈与ではないのである。

4. 不換銀行券=フィアット・マネー論¹⁴⁾

— 銀行券の債務性を認めない見解

銀行券は中央銀行の債務であるとする上記で検討した見解とは反対に、銀行券は中央銀行の債務と認識すべきではないとする見解が存在する。兌換が停止された不換銀行券は信用貨幣から国家紙幣に転化するのかどうかを巡って、わが国では、戦後1950年代から60年代にかけて一大論争が行われた（「不換銀行券論争」）。依然として信用貨幣であるとする説（不換銀行券=信用貨幣説、岡橋保ほか）と国家の強制通用力に基づいて流通するとする国家紙幣説（不換銀行券=国家紙幣説、飯田繁、麓健一、三宅義夫ほか）との論争であったが、そこでは不換銀行券の債務性を巡る問題が大きなテーマの一つであった。本稿ではこの論争の内容に立ち入ることはしないが、不換銀行

11) 金融制度調査会答申(1997) p.33.

12) 館龍一郎・浜田宏一(1972) p.74.

13) 岩井克人(1985) pp.117-119.

14) フィアット・マネー (Fiat Money、法令による紙幣) は国家が何の裏づけもなく発行する紙幣であり、フランス革命後のアッシニア紙幣や明治維新後の太政官札のような実例がある。これに対し、不換銀行券は中央銀行が債権(貸出や国債等)と引き換えに発行する銀行券である。

券の債務性を認めない見解では、不換銀行券はなんらの債務性も負わない文字どおりの不換紙幣であるとして、その流通の根拠を国家によって付与される法定通貨性に求めている。例えば、建部正義氏はこの立場から次のように説明している。

「不換銀行券は、兌換銀行券と異なり、いまや金支払約束はもとより金以外のいかなる意味での貨幣支払約束も負うものではないから、もはや兌換銀行券のように信用貨幣とみなすことはできず、たんなる不換紙幣であると称する以外にはない存在となっている。しかし、それにもかかわらず、今日、不換銀行券は強制通用力を付与された法定通貨の資格において、兌換銀行券と等しく、貨幣の流通手段機能や支払手段機能はもとより、さらにすすんで蓄蔵貨幣機能をも果たしつつけている。・・・兌換をつうじて現実の金との同一性が保証されている兌換銀行券とも異なり、文字どおりペーパーマネーにすぎない不換銀行券が、なぜこのような貨幣的性格を備えるのであろうか。その理由は、上にみた国家による法定通貨性の付与という点に見出される」¹⁵⁾。

では、なぜ、日本銀行は銀行券を自らの債務とするのか。この点について、同氏は次のように述べている。

「その理由は、直接的には、日本銀行の貸借対照表において、銀行券が、兌換銀行券以来、負債の部に記帳されてきたという事実によ拠したものであると考えている。じっさい、複式簿記には、資産、負債および資本という3つの項目しか存在しない以上、貸出しという資産の見合いとして、不換銀行

券といえども負債たる項目に仮記される以外にはありえない。あるいは、簿記上は、金融機関による日本銀行に対する債務の履行にあたり、日本銀行は自らが発行した不換銀行券の受領義務を負う(経済学的には、この事実は、金融機関による不換銀行券の受容という事実じたいを含めて、より一般的に、法貨規定ないし強制通用力の付与によって証明することができる)、という場合のこの銀行券をも負債とみなしうるということであらうか」¹⁶⁾。

また、三宅義夫氏も「兌換停止下では、中央銀行は銀行券を発行しても債務を負うわけではないし、預金の方も、銀行券で引出されてもその銀行券を自分で自由につくりだすことができるのであるから、これまた債務を負うものでない」¹⁷⁾と述べ、銀行券の債務性を否定した上で、これが中央銀行のバランスシートの負債に計上されている事実について「エレガントなパズル」であると述べている。

「不換銀行券も発券銀行の債務であるとする岡橋説は、おそらく岡橋教授以外のなにびとをも納得させえないと思われるものであるが、不換銀行券発行高は発券銀行の貸借対照表においてその『負債の部』の計上項目となっていることは、どう説明したらよいか。これは一つのいわばエレガントなパズルとなりうるであらう」¹⁸⁾。

では、銀行券が中央銀行のバランスシートの負債の部に計上されている点をどのように理解するのか。これに対する三宅氏の回答は次のようなものである。

15) 建部正義(1997)p.17.

16) 建部正義(1997)p.70.

17) 三宅義夫(1981)p.223.

18) 三宅義夫(1970)p.152.

「中央発券銀行のバランスシートは兌換停止のもとでも兌換制下のそれがそのままの形で引きつがれており、不換銀行券でも負債の部にその発行高が計上されている。しかし中央銀行はこの発行銀行券に対する兌換義務、つまり兌換債務を負っているわけではない。負債の部に計上されていてもそれだけのことであって、計上することによって負債となるものではない」¹⁹⁾。

以上のように、建部、三宅両氏とも、現代の不換銀行券に債務性は認められないとした上で、それにもかかわらず、銀行券が中央銀行のバランスシート上「負債」として計上されているのは、銀行券が不換銀行券に移ってから兌換銀行券時代の記帳の仕方を単にそのまま引き継いだからに過ぎないと理解するのである。

もっとも、銀行券の法貨としての強制通用力を重視し、銀行券流通の背後に存在する国家の力の作用を強調するのであれば、銀行券は国家保証付き債務であるとも考えることもできる。つまり、日本銀行の資産サイドには国家保証というオフバランス資産が潜んでいるとみることが可能である。さらに、国家保証を成立せしめている本源には国家による徴税権の存在があることを考えれば、結局のところ、銀行券は国家の徴税権を見合いとした債務であると理解することができる。銀行券の流通の根拠を国家による法定通貨性に求める見解も、このように捉えるならば、銀行券には債務性があるといえるのではなからうか。ただし、その債務性は金貨幣に対するものではなく、国家の税債権に対するものである点に留意が必要である。

実のところ、旧日本銀行法には、附則として政府財政による損失補填規定が存在していた。これは、

日本銀行に損失が発生した場合、政府が不足額を補填するという内容であった。しかし、旧日本銀行法のこの規定は日本銀行の財務の独立性の観点から問題があるとして、現行日本銀行法においては廃止された。日本銀行は1999年のゼロ金利政策以降、リスク資産や長期資産を大量に購入する非伝統的政策を長期にわたり続け、日本銀行の財政基盤を弱体化させている。このため将来こうした環境から脱出する際には、日本銀行に損失の発生する懸念が現実のものとなりつつある。上述の銀行券が国家の徴税権を見合いとした債務であることを考え合わせれば、かつて存在した政府による日本銀行の損失補填条項の持つ意義やその内容を再検討することは、差し迫った重要課題である²⁰⁾。

III 通貨発行のシーニョレッジ

1. シーニョレッジの歴史と会計

シーニョレッジ(seigniorage)は、歴史的にみると、「貨幣を鑄造する君主の特権」を意味し、君主はこの権限をもとに貨幣発行の費用をカバーするとともに利益を得ていた。中世の欧州では、貨幣鑄造権者が利益を得ようとして貨幣鑄造依頼者に課した鑄造費用(brassage)を超える手数料のことを鑄貨税(seigniorage, *droit de seigneur*)呼んでいた²¹⁾。その後、金貨や銀貨といった硬貨に代り、銀行券が発行されるに至り、通貨の発行権は国王や領主といった権力者の手から国家や議会に移った。後述するように、銀行券と硬貨に会計処理の違いが存在するのは、こうした歴史的事情を背景にしたものである。

19) 三宅義夫(1970)p.134.

20) 高橋(2013) pp.59-60.は非伝統的金融政策からの出口において中央銀行の独立性の問題が先鋭化するとし、中央銀行は財政基盤悪化により政府からの損失補填を必要とすることになろうと述べている。

21) Harrod(1969)、邦訳p.14.

今日ではシーニョレッジは「通貨発行に伴う利益」を意味し、通貨を発行する政府や中央銀行に発生する利益を表している。歴史的に見れば、通貨が金貨や銀貨であった時代には、政府が品位の保証を証明するため金や銀に刻印する手数料を徴求する場合を除けば、硬貨の額面価値が貴金属の市場価格と完全に一致している限り、硬貨の発行にシーニョレッジは発生しなかった。この場合、硬貨の価値は素材の貴金属によって完全に裏付けられており、かつ硬貨は摩耗し消失することもほとんどないことから、政府が硬貨の返還を求められることはないだろうというのが、硬貨発行の基本的な前提であった。このため金貨や銀貨は発行者の債務として認識されることはなかった。現代では、金、銀、プラチナ等の硬貨が政府から記念硬貨として発行されるが、その販売価格は貴金属の価値や販売コストをかなり上回りプレミアムが付され、シーニョレッジが発生する。

一方、銀行券は、過去200年ほどの間に、徐々に高額面の銀行券が広く使用されるに至り、これに伴い銀行券は硬貨のように金、銀、銅という貴金属の素材価値によって担保されたものというより、発行する中央銀行が保有する資産によって担保された債務であると認識されるようになった。すなわち、銀行券を発行した場合、中央銀行はバランスシート上に銀行券の額面価値を債務として記録するとともに、同額の貸出や証券等の価値を資産として受け入れるようになった。このため銀行券発行のシーニョレッジは銀行券債務を担保する資産から生じる収入、すなわち、中央銀行の資金調達コスト（銀行券の印刷や配送のコスト）と銀行券に対応する資産の運用収入とのネットの利鞘収入として認識されるようになった。

中央銀行は、金融市場や通貨の流通の中心にあって「銀行業務」を営んでおり、銀行券を自己の債務証券として発行している。銀行券も硬貨も同じく最終的な決済手段として用いられるものの、銀行券は債権・債務関係を有する信用通貨であり、中央銀行が責任を持って回収しなければならない性格をもつ。他方、硬貨は実物資産なので金属片自体を売却することができ、銀行券のように自分自身の負債を貸し付け、回収する義務を負わない。

硬貨発行の利益も銀行券発行の利益もともにシーニョレッジと呼んでいるが、両者のシーニョレッジは性格を異にしている。同じシーニョレッジでも、銀行券の場合は「インカム・ゲイン」としてのシーニョレッジであるのに対し、硬貨の場合は「キャピタル・ゲイン」としての古典的シーニョレッジである。銀行券を発行した場合、「1万円札の製造原価は20円であるから、中央銀行は1万円札一枚を発行することによって9,980円の利益を直ちに得る」ことにはならないのである。

どの国の中央銀行も発行銀行券は負債として記録しているものの、バランスシートの負債項目は銀行券のほかにもいくつかある中で発行銀行券に対応する資産を明確に識別の上、これを表示している中央銀行はごく少数に過ぎない。その一例はカレンシーボード制を採用する中央銀行（例えば、香港）であり、そこでは発行銀行券を担保する外貨資産の保有が厳格に要求され、表示されている。また、イングランド銀行では銀行券を発行する部署が発行部として分離されており、同部の負債サイドは銀行券のみ、対応する資産は銀行券をカバーするためのものである。

シーニョレッジの発生形態には、上記と異なるやや特殊なものがある。それは、通貨の失効に伴い発生する利益である。すなわち、中央銀行がある特定の古い銀行券の受入れを停止した場合や新銀行券の発行に伴い、新旧銀行券の引換期間が終了した後、旧銀行券の通用を禁止した場合である。当局が当該銀行券はもはや法貨（リーガルテンダー）ではないと宣言した場合、中央銀行はその銀行券の残存残高をバランスシートから除去することがある。

もっとも、中央銀行は通貨の信頼性を維持するため、通常、銀行券が通用禁止となった後も、当分の間、その銀行券の返還を受け入れるのが一般的である。この時、通用禁止となった銀行券はすでにバランスシートから除去され負債として存在しないため、返還を受けた銀行券は費用として会計処理される。

通用禁止となった銀行券はもはや中央銀行に返還されることはないので、その発行高に相当する金額は債務として認識することを止め、バランスシートの負債から除去するとともに、同額を利益として認識し、損益計算書に利益計上することも可能である。しかし、こうした対応をとるには、通用停止となった銀行券の返還や受取の責務が中央銀行から消滅したことを示す確実な法的証拠が必要とされる。中央銀行が独自の恣意的な判断に基づき銀行券債務を除去し、これを利益に計上することは、国際会計基準(IFRS)の下ではもはや有効とみなされない²²⁾。

通用禁止となった銀行券に対し日本銀行は具体的にどのような会計対応をしているであろうか。法令の規定により強制通用力の効力を失った銀行券の発行高について、日本銀行はその金額を銀

行券発行高から除去し、その発行高に相当する金額を「旧銀行券未決済金」という特別の勘定を別途負債サイドに設けて区分整理している。この「発行高に相当する金額」は「発行銀行券」にかわる日本銀行の負債である。例えば、昭和29年の「日本銀行券預入令等を廃止する法律」、昭和28年の「小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律」に伴い通用禁止となった銀行券について、「旧銀行券未決済金」勘定に移し負債として整理している²³⁾。

2. 二つのシーニョレッジの比較と会計方法

以上のシーニョレッジの歴史と会計を踏まえ、本節では中央銀行の発行する銀行券と政府の発行する硬貨のシーニョレッジをそれぞれ定式化し両者の関係を理論的に考察した後、中央銀行の現行のシーニョレッジの会計方法を評価する²⁴⁾。

銀行券と硬貨のシーニョレッジはそれぞれ次のように定式化される²⁵⁾。まず政府が発行する硬貨の場合の利益は硬貨流通残高の増加額とその製造費用(その他経費を含む)の差額として示すことができる一方、中央銀行が発行する銀行券の場合の利益は銀行券発行の見返りである有利子金融資産の金利収入から日本銀行券の製造費用(その他経費を含む)を差し引いた額として示すことができる。硬貨および銀行券の発行残高をMで示すと、硬貨発行の利益は硬貨の増加分であり、次のように定義される。

$$S_M = \frac{\Delta M}{P} \quad (1)$$

ここでは発行利益を実質ベースで示すとともに、硬貨の製造費用は極めて小さく、実際上ネグリジブルであるので捨象している。数式(1)は「マネタリー

22) Lonnberg, A. and Sullivan, K. (2007) p.5.

23) 日本銀行資料(『本行勘定科目解説』1979年10月)による。

24) 本節は、小栗誠治(2000・2006・2011)の一連の考察に続くものである。

25) シーニョレッジの定式化については、例えばBuiters, Willem H. (2007)を参照。

シーニョレッジ」と呼ばれ古典的なシーニョレッジであり、政府が硬貨の発行を増やせば増やすほど、硬貨発行の利益は増大することを示している。

一方、銀行券発行の利益は銀行券の発行残高の見合い資産から得られる金利収入であり、次のように定義される。

$$S_0 = i \frac{M}{P} \quad (2)$$

ただし、 i は市場金利である。ここでも発行利益を実質ベースで示すとともに、銀行券の製造費用は極めて小さく、実際上ネグリジブルであるので捨象している。数式(2)は「機会費用シーニョレッジ」と呼ばれ、銀行券の発行残高が増え、保有する見返りの金融資産(貸出、国債など)が増えるほど、また金利が高いほど、銀行券発行の利益は増大することを示している。

ここで、もし中央銀行が銀行券発行の見返り金融資産を将来にわたり永久に保有し続けると仮定すれば、言い換えれば、保有する見返り金融資産を中央銀行が途中で売却し銀行券を回収することはないと仮定すれば、理論的には「銀行券発行の利益の割引現在価値」と「硬貨発行の利益」は等しくなる。すなわち、今、初期時点 $t=0$ において、銀行券の需要が ΔM だけ増加し、中央銀行は、金利 i の金融資産を購入することによって銀行券を供給したとする。この取引に伴い、中央銀行は每期 $i\Delta M$ の利益を永続的に獲得していくことになる。このとき銀行券発行の利益の実質現在価値は、1年目の利益 $i\Delta M$ を $(1+i)$ で割り引き、2年目の利益 $i\Delta M$ を $(1+i)^2$ で割り引き、以下同様に将来の利益をそれぞれの割引率で割引いた額の合計額となり、これは、以下のとおり、硬貨発行の利益に等しくなる。

$$\begin{aligned} NPV(S_0) &= \frac{1}{P} \left\{ \frac{i\Delta M}{1+i} + \frac{i\Delta M}{(1+i)^2} + \frac{i\Delta M}{(1+i)^3} + \dots \right\} \\ &= \frac{\Delta M}{P} = S_M \quad (3) \end{aligned}$$

上式のNPV(S_0)は銀行券発行の永続的な利益の実質現在価値を示す。なお、市場金利 i は将来にわたり一定と仮定している。

上記では、銀行券と硬貨のシーニョレッジについて、それぞれ実際の方式を前提として説明を行ったが、銀行券のシーニョレッジについて数式(2)のほか、硬貨と同様の数式(1)の方式も適用可能とした場合、数式(3)は、「銀行券発行の利益の割引現在価値」は「銀行券発行の増加額」に等しいという命題になる。この命題から、銀行券のシーニョレッジを数式(1)の「マネタリー・シーニョレッジ」で捉えようが、数式(2)の「機会費用シーニョレッジ」で捉えようが、長期的には同じことであり、したがって銀行券のシーニョレッジを数式(2)でなく数式(1)で捉えても構わないと主張されることがある。これは妥当であろうか。

筆者は、数式(3)をこのように捉えることは、数式的には正しくても、金融政策論として考えた場合には大きな問題があると考ええる。それは、この命題では中央銀行は保有する金融資産を将来にわたり売却せず満期が到来しても借り換えにより永続的に保有すると仮定している点にある。この見返り資産の永続保有という条件が成立して初めて、中央銀行は、銀行券の発行時点、つまり見返り金融資産の獲得時点において、将来の金利収入の全てを現在価値に計算した金額を、銀行券発行の利益として認識することが可能となる。果たしてこの仮定は妥当であろうか。将来の経済状況如何によりインフレーションを抑制する事態が発生すれば、中央銀行は保有する金融資産を売りオペ

26)ここでは銀行券に議論を絞っているため、マネタリーベースのもう1つの構成要素である中央銀行当座預金は、差し当たり、捨象している。

レーションにより売却し銀行券の回収を図ることが当然あり得る²⁶⁾。近年の非伝統的金融政策のもとで大量に購入された金融資産は、その政策の終了とともにいずれ売却される必要がある。物価の安定を図るためのこうした対応こそ金融政策の実行であり、中央銀行に課された使命である。つまり、中央銀行は銀行券発行により獲得した金融資産を将来にわたり永続的に保有し、これを減らすことはないかと仮定することは、中央銀行の金融政策そのものを否定することに他ならない。

中央銀行による現行の銀行券の発行利益の認識方法は現実に発生し確定した金利収入のみを決算期毎に発行利益としてカウントする方法であり、見返り金融資産の未だ確定していない将来の金利収入を全額カウントする方法は採用していない。もし銀行券の発行時点で将来の金利収入を全額利益としてカウントした場合には、途中で銀行券を回収した時は、その分を損失として計上する必要がある。銀行券の減少は負の発行益、つまり「発行損」となるからである。現行の中央銀行のシーニョレッジの会計方法は、中央銀行の金融政策論の観点から考えた時、適切な会計処理と評価できる²⁷⁾。

IV 銀行券と硬貨の具体的な会計方法

本章では、銀行券及び硬貨に関して、その具体的な会計方法を検討する。銀行券については、その製造、在庫、発行の局面ごとに、中央銀行がどのような会計処理を行っているのか、また硬貨については、その発行形態別の会計および記念硬貨の会計方法について、それぞれ整理、検討する²⁸⁾。

27) 中央銀行の利益は所要額を除き残り全額が政府に納付されるので、シーニョレッジは政府財政の観点からも重要な財源である。こうした立場から、小黒一正・服部孝洋(2015)は日本の戦前、戦後直後におけるシーニョレッジを推計している。現在国債累増が進む中、インフレにより債務削減がなされた終戦直後のシーニョレッジの分析は将来の日本の方

1. 銀行券の製造コスト

銀行券の製造コストの会計方法には2つのやり方があり、中央銀行はどちらかの方法を採用し、会計処理を行っている。

第1は、銀行券の製造コストを「在庫」資産として計上し、銀行券が流通のため発行された時点で「費用」を認識する方法である。これは発生主義に対応した会計処理である。

第2は、銀行券が印刷業者から中央銀行の金庫に納入された時点で製造コストを全額「費用」として認識する方法である。これは現金主義に対応した会計方法である。

中央銀行の間で国際会計基準を採用する先が増えるに伴い、第1の発生主義会計に基づく方法が標準的となりつつある。この方法では、印刷業者から納入された銀行券のうち当該期に発行された金額だけを「費用」として認識し、残りの製造コストは「在庫」としてバランスシートに資産計上されることになる。因みに、日本銀行は第2の方法を採用しており、印刷局から納入された銀行券はバランスシートに「在庫」として資産計上されることはなく、当該期に「費用」として全額処理されている。

2. 銀行券の在庫システム

中央銀行は、金庫に保管している銀行券および市中に流通している銀行券の両者を正確に記録する在庫システムを管理、運営しなければならない。発行している銀行券の在り高は、中央銀行のバランスシート上の発行銀行券と一致しなければならないが、流通せず中央銀行内に保管している銀行券の在庫はバランスシート上に等価物が計上されていない(ただし、上記1. で述べたように未発行の新しい銀行券については、その製造コスト

向性を考えるうえで示唆に富む。

28) 以下は、Lonnberg, A. and Sullivan, K. (2007) pp.7-10.を参考にした。

を在庫資産としてバランスシートに計上している中央銀行もある)。

(1) 流通せず中央銀行内に保管している銀行券の取扱い

中央銀行内に保管する銀行券はオフバランスシートの形で完全に在庫管理が行われている。しかし、こうしたオフバランスシートの在庫状況は、一般にディスクローズされていない。かつては、未発行銀行券および対応する同額の相殺科目をオンバランスシートに資産、負債両建ての形で計上する慣行もあったが、この方法は現在の会計標準に適合しない。

① 発行の用に供する目的で保有する新規の銀行券

市中銀行等に未だ発行されず中央銀行が金庫に保管している銀行券は単なるモノであり、銀行券として記録されない。未発行の新規の銀行券の在庫について中央銀行はセキュリティや管理の目的から額面価値(および数量、記番号)をオフバランスシート勘定に記録している。

② 流通から戻った銀行券のうち、中央銀行による鑑査を終え、再び発行の用に供する状態で待機している銀行券

銀行券が市中銀行から中央銀行に戻ってきた場合は、銀行券を持ち込んだ市中銀行の中央銀行預金にその金額が入金されると同時に、中央銀行の発行銀行券勘定から同額が引き落とされる。会計処理のプロセスは中央銀行により多少異っており、日本銀行の場合、銀行券の受入れは、一旦「現金」の収納として扱い、営業時間終了後、支払伝票によって当日の収納高を「現金」から払出し、発行銀行券勘定の還収として整理している。市中

から戻った銀行券は中央銀行の鑑査を受ける。鑑査とは、未鑑査のまま受け入れた銀行券の真偽や引換効力を鑑定し、さらに枚数を計査することをいい、手鑑査(人手による鑑査)と機械鑑査(自監視機による鑑査)がある。鑑査の後、再び市中で銀行券として使うことができると判定された銀行券は、金種別にまとめ発行のために待機する。

(2) 輸送中の銀行券

中央銀行の本支店間を輸送中の銀行券は発行前の銀行券なので発行銀行券と認識されず、中央銀行のバランスシートに記録されることもない。ただし、中央銀行によっては輸送在庫として銀行券を管理するところもある。

中央銀行から市中銀行へ輸送中の銀行券は、市中銀行との合意条件如何により、発行銀行券と認識される場合もあれば、そうでない場合もある。標準的には、市中銀行の中央銀行預金が引き落とされた時点で、銀行券の発行がなされたものと認識されている。

3. 発行銀行券の記録

(1) 発行銀行券の記録

発行銀行券の会計処理については、どの国の中央銀行も銀行券の発行された時点でそれを債務として記録している。債務の認識が発生するのは、銀行券が中央銀行の手元を離れた時点である。中央銀行のカウンターにある銀行券フロートは、通常、発行銀行券の一部とみなされている。

会計は比較的簡単であり、銀行券の発行は市中銀行が中央銀行に開設している当座預金(中央銀行預金)を引き出す形で行われるので、中央銀行

行は発行された銀行券の額面価値を次のように記帳する。

中央銀行のバランスシート(銀行券の発行)	
銀行券発行	⊕
中央銀行預金	⊖

(2) 流通硬貨の記録

流通硬貨には3つの形態が存在し、それに応じて中央銀行の会計方法も次のように異なっている。

第1は、財務省あるいは造幣局が硬貨を直接市中に売却するケースである。財務省あるいは造幣局によって製造された硬貨は額面価値で市中に売却され、販売収入は販売した時点で財務省あるいは造幣局の収入と認識される。このケースでは中央銀行は財務省あるいは造幣局の代理人として市中売却用の硬貨を保管するだけなので、バランスシートへの記入は行わない。ただし、中央銀行はオフバランスシートにおいて硬貨の在庫記録を保有する。

第2は、財務省あるいは造幣局から購入した硬貨を中央銀行が発行するケースである。財務省あるいは造幣局から硬貨を購入した中央銀行は、硬貨が中央銀行の金庫に納入された時点で財務省あるいは造幣局へ購入代金の支払いを行い、保有する硬貨の額面価値を資産として認識する。対応する負債は中央銀行にある財務省勘定あるいは造幣局勘定である。次に硬貨が中央銀行から市中銀行に発行されれば、中央銀行はそれに応じて資産の硬貨を減少させるとともに、市中銀行は中央銀行に保有する預金勘定から硬貨の支払を行う。このケースでは中央銀行は結局何のシーネレッジも獲得しない。

第3は、中央銀行自身が硬貨を発行するケースである。国によっては、中央銀行が銀行券の発行とともに硬貨の発行も引き受けているところもある。このケースでは、硬貨の製造コストの会計処理は既述のIV-1の銀行券の場合と同様である。硬貨の発行の会計処理は、銀行券と同様に硬貨が発行された時点で債務として処理するか、あるいは硬貨の額面価値を収入と認識するとともに、当該金額を偶発債務として注記の形でディスクローズするか、2つのオプションが存在する。

4. 記念硬貨の会計

財務大臣は硬貨の発行権限を有しているが、これと関連し、特別の行事や人物を記念する硬貨を発行する権限を持っている。記念硬貨は法貨(リーガルテンダー)であり、通常、貴金属や準貴金属で製造され、製造量が限定されているため希少価値を有している。そのため販売価格は額面価値をかなり上回っている。

記念硬貨の会計処理は、国際会計基準(IFRS)に基づけば、ただ1つの方法しかない²⁹⁾。それは記念硬貨の販売から得られる収入を2つに分離し、記念硬貨の額面価値部分を流通硬貨の債務として記録し、残り差額を販売からの収入として記録することである。これは概念的に正しい処理であり、流通する硬貨は法貨(リーガルテンダー)の価値を完全に反映する。

以前の会計処理では、硬貨の持つ法貨(リーガルテンダー)の側面を無視した方法が許容され、硬貨の収入を全額販売からの収入として取り扱うとともに、財務諸表の注記において記念硬貨の販売価値を偶発債務としてディスクローズしていた。そして記念硬貨が中央銀行に提示された場合に

29) Lonnberg, A. and Sullivan, K. (2007) p.10.を参照。

は、その買戻しは「費用」として取り扱うことができた。しかし、会計標準の進展に伴い、この方法はもはやベストプラクティスと見なされない。

V 通貨の債務性と 統一的な会計把握

本章では、銀行券および貨幣（硬貨）について、それらの性格や債務性に関するこれまでの考察を踏まえた上で、銀行券と貨幣の統一的な会計把握の方法を概念的に提示する³⁰⁾。

1. 貨幣（硬貨）の場合

(1) 貨幣（硬貨）の額面価値が素材価値に等しい場合

まず貨幣（硬貨）の会計的な把握から始める。考察のスタートとして、貨幣（硬貨）として金貨が発行され、金貨の額面価値がその素材価値に等しい場合を想定しよう。発行者が金貨を売却すれば、金貨は実物資産なので金貨の所有権は発行者から金貨の購入者に移転する一方、発行者は金貨購入者から同価値の商品を獲得する。もし金貨の所有者が何らかの返還を求めて発行者に金貨を提示したとしても、金貨は同価値を有する商品でもあるので、原理的には再び金貨をそのまま提示者に渡せばよい。つまり、返還を求めてきた金貨をそのまま商品としての金貨で返せばよいので、発行者は発行した金貨を債務として認識し、これをバランスシートに負債計上する必要はないことになる。

発行者のバランスシートは極めて簡単で、例えば、説明の便宜のため金貨の価値を1,000（単位

は省略する。以下同様）と想定した場合、金貨の売却前と売却後では以下ようになる。

金貨	1,000	正味資産	1,000
----	-------	------	-------

商品	1,000	正味資産	1,000
----	-------	------	-------

(2) 貨幣（硬貨）の額面価値が素材価値を上回る場合

次に、金貨の額面価値と金貨の素材価値に開きがある場合、例えば、説明の便宜のため、金貨の額面価値が1,000、金貨の素材価値が100であり、前者が後者を900だけ上回る場合を想定し検討しよう。

もし金貨の所有者が何らかの返還を求めて発行者に金貨を提示してきた場合、発行者は持ち込まれた金貨の素材価値分の100だけは、持ち込まれた金貨を実物資産として返却することが可能だが、残りの不足分900については実物資産としての金貨以外の何か別の資産を用意し返済する必要がある。これに備え、金貨の額面価値と素材価値に差がある場合は、その差額分を発行者は債務として認識し、バランスシートに負債計上し、それに相当する何らかの資産を保有しておかねばならない。このように、金貨といえども、その額面価値と素材価値に開きがあり、前者が後者を上回る場合には、金貨の返済を求められた場合を考慮し、発行者は両者の差額分を債務として認識する必要がある。この場合、発行者のバランスシートは次のようになる。

³⁰⁾ 筆者はかねてより銀行券と貨幣（硬貨）を会計的にいかに統一的に把握するかという問題意識を持っていたが、本章はその一つの回答を概念的に提示したものである。

金貨発行者のバランスシート
(金貨の額面価値1,000、素材価値100)

見合い資産	900	額面価値と素材価値の差額	900
金貨の素材価値	100	正味資産	100

この取引を「売買」か「貸借」という観点から捉えれば、金貨の発行者が額面価値1,000の金貨を売却した場合、発行者から見れば、発行した金貨のうち100は確かに売却したものであるが、残り900は実は借りたもの（債務）ということになり、他方、金貨の所有者から見れば、金貨のうち100は買ったものであるが、残り900は貸したもの（債権）ということになる。つまり、この場合の金貨の発行は、100が「売買取引」、残りの900が「貸借取引」ということになる。

もし、金貨の額面価値と素材価値の乖離が極めて大きく、金貨の素材価値を認識することに意味がないという状態の場合には、金貨の返還請求には全額見合い資産で対応しなければならないことになる。この場合、発行者のバランスシートは次のようになり、金貨は発行者にとって完全な債務と認識される。

金貨発行者のバランスシート
(金貨の額面価値1,000、素材価値0)

見合い資産	1,000	額面価値と素材価値の差額	1,000
-------	-------	--------------	-------

ところで、わが国の現在の貨幣(硬貨)発行に関していえば、貨幣の発行者である政府は貨幣(硬貨)を負債計上する会計処理を行っていない。わが国の貨幣(硬貨)の場合には、貨幣(硬貨)の額面価値と素材価値が等しく、両者に差がない場合

の会計処理方法、すなわち、上記(1)の貨幣(硬貨)を負債として認識しない方法を継承しており、両者に差のある現在においても(例えば、100円硬貨の原価は27円程度³¹⁾、貨幣(硬貨)を全額実物資産と想定し、負債として計上する扱いを行っていない。したがって、貨幣(硬貨)の発行は売買取引とみなされ、発行代金は、丸々政府の収入となっている。実際には、政府の発行する貨幣(硬貨)は、全額日本銀行に引き取られ、日本銀行の資産に計上されるとともに、同額が政府の日本銀行に保有する政府預金に計上される。政府は計上された政府預金を直ちに支出することができる。

もっとも、政府は「貨幣回収準備資金」という政府の歳入、歳出とは別の勘定を設け、ここに貨幣(硬貨)の回収、引換時に備え、貨幣(硬貨)発行に対応した資産を計上している。この点を勘案すれば、貨幣(硬貨)についても、中央銀行の銀行券と同様、発行者(政府)の債務であるとの認識が存在しているといえる。

つまり、貨幣(硬貨)を発行し、日本銀行に保有する政府預金が直ちに同額増えても、一方では、貨幣(硬貨)の引換に備え貨幣回収準備資金に同額を積み上げるとすれば、政府支出全体をネットで見した場合、貨幣(硬貨)発行分が丸々政府支出の増加となることにはならない。この場合には、貨幣回収準備資金に計上された金額の運用益(インカム・ゲイン)のみが政府の貨幣(硬貨)発行の収入となり、日本銀行の発行する銀行券の場合と実質的に同じ扱いとなる。

ただし、貨幣回収準備資金への繰入率は、当初は貨幣(硬貨)発行額の100%であったが、その後、貨幣(硬貨)の耐用年数が半永久的であり引換要請が少ないことなどに鑑み、繰入率を低下

31)「景気対策を目的とした政府貨幣増発の帰結」UFJ総合研究所・調査レポート03/18、2003年5月12日、p.2。

せ、現在の繰入率は5%に過ぎない。繰入率を100%にすれば貨幣(硬貨)を負債計上していることと同じ意味合いになるが、わずか5%の繰入率では政府が貨幣(硬貨)を債務と認識しているとはとてもいえない。換言すれば、貨幣(硬貨)発行額の95%は発行利益(キャピタル・ゲイン)として政府収入に計上されている。加えて貨幣回収準備資金に繰り入れられた5%の見合い資産の運用益(インカム・ゲイン)も政府収入に計上される³²⁾。

2. 銀行券の場合

(1) 銀行券が兌換銀行券の場合

次に中央銀行から銀行券が発行される場合を検討しよう。はじめに金本位制下で兌換銀行券が発行される場合を考えよう。金本位制の下では、銀行券の所持者が兌換を求めて銀行券を中央銀行に持ち込めば、中央銀行は同額の金(金貨)を渡さなければならない。したがって、兌換銀行券が中央銀行の債務であることは明瞭である。例えば、説明の便宜のため、中央銀行が額面価値10,000の兌換銀行券を発行し、銀行券の素材価値は無視しうるものと想定した場合、中央銀行のバランスシートは次のようになる。

金	10,000	兌換銀行券	10,000
---	--------	-------	--------

(2) 銀行券が不換銀行券の場合

では、兌換銀行券でなく中央銀行が不換銀行券を発行する場合はどうであろうか。これは貨幣(硬貨)発行の場合に金貨の額面価値と素材価値に開きがあるケースで検討した考え方と基本的に

同じである。不換銀行券の額面価値はその素材価値と大きく乖離し、前者が後者を上回る。例えば、仮に額面10,000の不換銀行券の素材価値が20であると想定しよう。

この場合、もし額面10,000の不換銀行券が発行者の中央銀行の元に戻り返還を求められた場合、不換銀行券は20の素材価値を有するので、原理的には20の価値分だけは戻ってきた不換銀行券を商品として渡すことで対応可能だが、残り大半の9,980が不足する。不足の9,980については、当該不換銀行券とは別の何らかの資産を返済する必要があり、中央銀行はその分を予め資産として用意しておかねばならない。したがって、この場合、中央銀行は発行した不換銀行券の額面価値10,000のうち9,980は債務として認識したうえ、これをバランスシートに負債計上し、見合いの資産として9,980の何らかの資産(国債、貸出等)を計上しなければならない。中央銀行のバランスシートは次のようになる。

見合い資産	9,980	不換銀行券(素材価値を上回る分)	9,980
不換銀行券の素材価値	20	正味資産	20

不換銀行券の素材価値はほとんどゼロに近く、これをネグリジブルと考えれば、不換銀行券の債務の返済は全額見合い資産の返却で対応しなければならないことになる。この場合、中央銀行のバランスシートは次のようになる。現在、日本銀行はこの会計方式を採用している。

³²⁾ 大久保和正(2004) pp.2-7を参照。

中央銀行のバランスシート (不換銀行券の額面価値10,000、素材価値0)			
見合い資産	10,000	不換銀行券	10,000

以上の検討から分かるとおり、中央銀行は銀行券の信用通貨としての本質を踏まえた会計処理を行うことが重要であり、債務の返還要求があれば直ちに対応できる優良な資産を保有することが求められる。

銀行券や貨幣(硬貨)の本質を誤りなく把握し、これをもとに銀行券や貨幣(硬貨)の会計処理を適確に行うことは、中央銀行の財務の健全性を確保するだけでなく、銀行券の信認、ひいては中央銀行のクレディビリティ(credibility)を維持するうえで不可欠であり、中央銀行がその使命を達成する際の基盤を形成するものである。

VI 結び

本稿では、銀行券及びシーニョレッズに焦点を当て、その本質を探るとともに、銀行券と貨幣(硬貨)の具体的な会計方法を整理、検討したうえで、これらの統一的な会計把握を概念的に提示した。

最後に、本稿の内容を要約しておこう。

(1) 銀行券(不換銀行券)は債権・債務関係という信用関係の中で発行される中央銀行の債務である。これは銀行券の発行が見返りの保証物件・金融資産を取得し債権・債務を形成する形で行われることから明らかである。また銀行券債務の対応する資産は「適切な金融政策の遂行」という「無形資産」として捉えることもできる。近年、中央銀行がリスク資産を購入し大胆な非伝統的金融

政策を実施するに伴い、中央銀行の財務の健全性に懸念が生じるような状況が出現している中で、日本でかつて存在した「発行保証制度」の持つ意義が再び高まっている。

(2) 銀行券発行の利益も貨幣(硬貨)発行の利益もともにシーニョレッズと呼ばれているが、両者のシーニョレッズは性格を異にしている。「銀行券発行の利益の割引現在価値」は「銀行券発行の増加額」に等しいとする見解は金融政策論として考えた場合問題がある。現行の中央銀行の会計方法は、物価の安定を図る中央銀行の使命に適った会計処理と評価できる。

(3) 銀行券や貨幣(硬貨)の本質を誤りなく把握し、これをもとに銀行券や貨幣(硬貨)の会計処理を適確に行うことは、中央銀行のクレディビリティを維持するうえで不可欠であり、中央銀行がその使命を達成する際の基盤を形成するものである。

参考文献

- ◎池尾和人(2013)『連続講義・デフレと経済政策—アベノミクスの経済分析』日経BP社。
- ◎泉正樹(2011)「不換銀行券と商品価値の表現様式(1)－現代の不換銀行券の原理的把握に向けて」『東北学院大学経済学論集』第176号、pp.111-139。
- ◎岩井克人(1985)『ヴェニス商人の資本論』筑摩書房。
- ◎大久保和正(2004)「政府紙幣発行の財政金融上の位置付け—実務的観点からの考察」財務省財務総合研究所、PRI Discussion Paper Series No.04A-06。
- ◎小栗誠治(1998)『現代日本のセントラル・バンキング—金融経済環境の変化と日本銀行』滋賀大学経済学部研究叢書第30号。
- ◎小栗誠治(2000)「中央銀行のシーニョレッズ、利益処分、資本」『滋賀大学経済学部研究年報』第7巻、pp.105-118。
- ◎小栗誠治(2006)「セントラル・バンキングとシーニョレッズ」『滋賀大学経済学部研究年報』第13巻、pp.19-35。

- ◎小栗誠治(2010)「中央銀行券の債務性と政府紙幣の特質に関する研究」滋賀大学経済学部Working Paper No.126.
- ◎小栗誠治(2011)「政府紙幣の本質について—中央銀行券との比較を中心に」『彦根論叢』第390号、pp.118-133.
- ◎小栗誠治(2014)「中央銀行は何をしているか—セントラル・バンキングの本質を巡るいくつかの論点」『彦根論叢』第401号、pp.34-51.
- ◎小黒一正・服部孝洋(2015)「太平洋戦争の終戦前及び直後のシーニョレッジ推計の試み」財務省財務総合研究所、PRI Discussion Paper Series No.15A-1.
- ◎小幡道昭(2013)『価値論批判』弘文堂.
- ◎金融制度調査会(1997)「日本銀行法の改正に関する答申」.
- ◎齊藤誠・白川方明(2014)「経済学の視点からみる中央銀行の本質—金融政策にできることは何か?」『経済セミナー』第679号、pp.58-69.
- ◎高橋亘(2013)「金融政策と中央銀行—経済と経済学の間」『国民経済雑誌』第208巻第6号、pp.49-66.
- ◎館龍一郎・浜田宏一(1972)『金融』岩波書店.
- ◎建部正義(1997)『貨幣・金融論の現代的課題』大月書店.
- ◎津曲俊英(2003)「幣制について」財務省財務総合研究所、PRI Discussion Paper Series No.03A-21.
- ◎西川元彦(1984)『中央銀行—セントラル・バンキングの歴史と理論』東洋経済新報社.
- ◎日本銀行(調査局)(1955)「銀行券発行は行政権の行使とは無関係である」『日本金融史資料 昭和統編』第10巻、pp.547-549.
- ◎日本銀行「日本銀行の目的・業務と組織」日本銀行ホームページ(<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/outline/index.htm/>).
- ◎三宅義夫(1970)『マルクス信用論体系』日本評論社.
- ◎三宅義夫(1981)『金融論(新版)』有斐閣.
- ◎吉田暁(2002)『決済システムと銀行・中央銀行』日本経済評論社.
- ◎Archer, David and Paul Moser-Boehm (2013), "Central bank finances," BIS Papers No 71.
- ◎Buiter, Willem H. (2007), "Seigniorage," NBER Working Paper No. 12919.
- ◎Harrod, R.F. (1969), *MONEY*, Macmillan and Co.Ltd. (塩野谷九十九訳『貨幣—歴史・理論・政策』東洋経済新報社、1974年)
- ◎IMF (1999), *Code of Good Practices on Transparency in Monetary and Financial Policies: Declaration of Principles*.
- ◎Lonnberg, A. and Sullivan, K. (2007), "Seigniorage and Central Bank Accounting for Currency Issue," International Monetary Fund (IMF).
- ◎Mehrling, Perry (2000), "Modern Money: Fiat or Credit?," *Journal of Post Keynesian Economics*, Vol.22, No.3, pp.397-409.
- ◎Sproul, Michael (2010), "The Law of Reflux," MPRA Paper 24813.
- ◎Stella, P. and Lonnberg, A. (2008), "Issues in Central Bank Finance and Independence," IMF Working Paper WP/08/37.
- ◎Sullivan, K (2002), "Profits, Dividends and Capital—Considerations for Central Banks," a paper to an IMF Legal Service Seminar for Central Bank Lawyers.

The Nature of the Bank Note and the Seigniorage, and the Accounting Understanding for them

Seiji Oguri

This paper inquires into the essence of the bank note and the seigniorage in central bank, and in the light of this inquiry this paper presents a unified accounting understanding of the bank note issued by central bank and of the coin issued by government. It is indispensable to the financial soundness of central bank that central bank grasps the essence of the bank note and the coin and that it does accurately accounting for them. Furthermore, the financial soundness is essential in maintaining the credibility of central bank and it forms the basis of accomplishing the mission of central bank.

This paper consists of as follows: (1) the views over the nature of the modern bank note (inconvertible bank note) are investigated and the reason why bank note is debt is explained. (2) the essence of the seigniorage and its accounting understanding are discussed, and the accounting methods of the seigniorage in current central bank are assessed. (3) the details of the accounting of the bank note and the coin are investigated concretely. (4) being based on the nature of debt in currency, a unified accounting understanding of the bank note and the coin is presented conceptually.